

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和4年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 一般共通事項

第2節 工事現場管理

標準仕様書 1.1.1.10 によるほか、次による。

1.2.3
施工体制等

1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。

(1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合においては、監理技術者を配置しなければならない。

なお、受注者が共同企業体の場合は、1社以上の構成員が監理技術者を配置し、当該構成員以外の構成員は主任技術者を当該現場に配置する。

(2) 契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上の工事において配置する監理技術者等は、専任の者でなければならない。

(3) 変更なし

(4) 変更なし

(5) 変更なし

(6) 変更なし

2 変更なし

3 変更なし

頁	改定（新）		現行（旧）		摘要
8	1.2.3 施工体制等	<p style="text-align: center;">第1章 一般共通事項</p> <p>第2節 工事現場管理</p> <p>標準仕様書 1.1.1.10 によるほか、次による。</p> <p>1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。</p> <p>(1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が <u>4,500</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>7,000</u> 万円）以上となる場合においては、監理技術者を配置しなければならない。</p> <p>なお、受注者が共同企業体の場合は、1社以上の構成員が監理技術者を配置し、当該構成員以外の構成員は主任技術者を当該現場に配置する。</p> <p>(2) 契約金額が <u>4,000</u> 万円（建築一式工事の場合は <u>8,000</u> 万円）以上の工事において配置する監理技術者等は、専任の者でなければならない。</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p> <p>(6) 変更なし</p> <p>2 変更なし</p> <p>3 変更なし</p>	1.2.3 施工体制等	<p style="text-align: center;">第1章 一般共通事項</p> <p>第2節 工事現場管理</p> <p>標準仕様書 1.1.1.10 によるほか、次による。</p> <p>1 監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（東京都財務局）によるほか、次による。</p> <p>(1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 6,000 万円）以上となる場合においては、監理技術者を配置しなければならない。</p> <p>なお、受注者が共同企業体の場合は、1社以上の構成員が監理技術者を配置し、当該構成員以外の構成員は主任技術者を当該現場に配置する。</p> <p>(2) 契約金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上の工事において配置する監理技術者等は、専任の者でなければならない。</p> <p>(3) 変更なし</p> <p>(4) 変更なし</p> <p>(5) 変更なし</p> <p>(6) 変更なし</p> <p>2 変更なし</p> <p>3 変更なし</p>	東京都工事施行適正化推進要綱及び同解説の改正を受け、変更